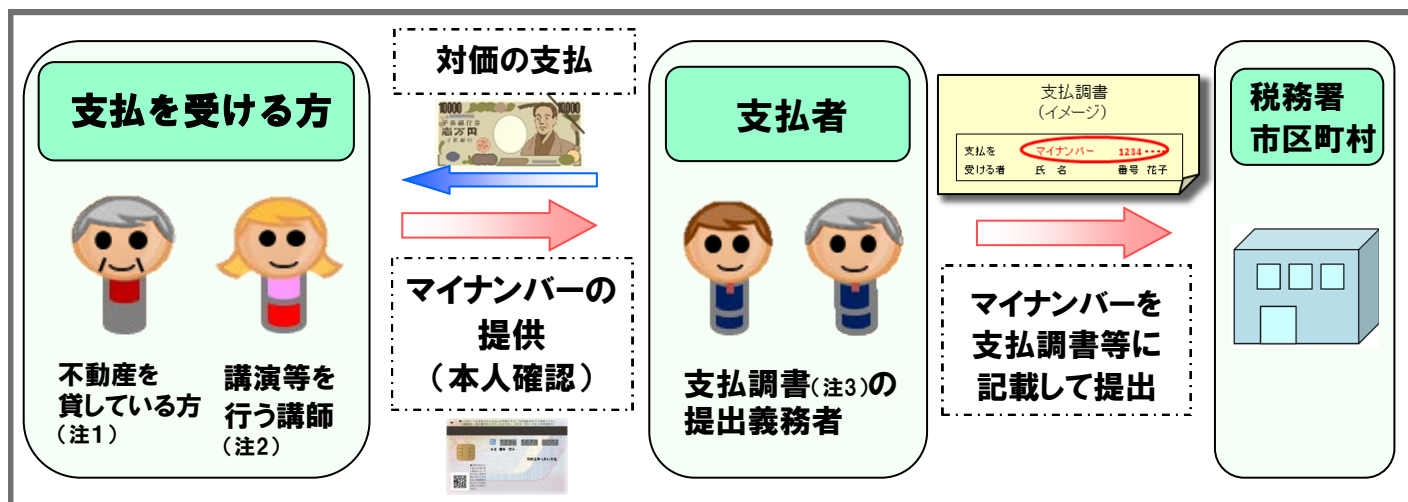


～不動産を貸している方などへ～

支払調書の提出対象となる対価の支払を受ける場合にマイナンバーの提供が必要となりました。

問 なぜ支払者へマイナンバーを提供する必要があるのですか？

(答) マイナンバー制度導入に伴い、支払者が、支払を受ける方のマイナンバーを支払調書等に記載して税務署等に提出することとなりました。



問 本人確認はどのように行うのですか？

(答) 支払者には、マイナンバーの提供を受ける際に、マイナンバーカード又は通知カードや運転免許証などによって、厳格な本人確認（番号確認・身元確認）を実施する義務が課されています。

「マイナンバーカード」をお持ちの方

カードのみで「番号確認」と「身元確認」の両方が可能です。



マイナンバーカード

「マイナンバーカード」をお持ちでない方

番号確認…通知カード又は住民票（マイナンバー付き）など

身元確認…運転免許証又はパスポートなど



(注1) 不動産を貸している方は、個人の不動産業者又は法人に貸している場合で、同一の支払者からその年中に受ける金額の合計が15万円を超える方が対象になります。

(注2) 講師等の方は、講演等を行う場合で、同一の支払者からその年中に受ける金額の合計が5万円を超える方が対象になります。

(注3) 支払調書とは、所得税法等の規定により税務署に提出が義務付けられている資料をいいます。